

市条例・市条例施行規則・市技術指針の関係

条 例 対象事業の種類を定めている。

(例) 第2条

2(5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第38条に規定する事業用電気工作物であって発電用のものの設置又は変更の工事業

規 則 対象事業種の詳細区分や規模要件を定めている。

(例) 別表1

番号	事業の種類	事業内容の要件	第一種事業の規模要件	第二種事業の規模要件
5	条例第2条第2項第5号に掲げる事業の種類	ケ 風力発電所の設置の工事業	出力が1,500キロワット以上である発電所を設けるもの	
		コ 風力発電所の変更の工事業	出力が1,500キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの	

技術指針 計画段階配慮事項の検討、環境影響評価その他の手続が適切に行われることを目的に、以下の点について定めている。

- 1 計画段階配慮事項
- 2 環境影響評価の項目
- 3 計画段階配慮事項及び環境影響評価の調査、予測及び評価の手法等
- 4 環境の保全のための措置(以下「環境保全措置」という。)
- 5 事後調査の項目及び手法等
- 6 配慮書、方法書、準備書、評価書及び事後調査報告書(以下「配慮書等」という。)の記載内容及び公表等

事業種ごとには、環境影響評価に係る基本項目(環境要素の区分及び影響要因の区分)を、環境要素ごとには、調査手法、予測手法及び評価手法について定めているので、太陽光発電事業についても当該部分を追加する。

(技術指針の変更に係る札幌市環境影響評価条例での関係規定)

○札幌市環境影響評価条例

(技術指針)

第5条 市長は、この条例の規定による計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価その他の手続が適切に行われるようにするため、既に得られている科学的知見に基づくとともに、本市の自然的条件および社会的条件を考慮して、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目ごとの調査、予測及び評価の手法その他必要な事項についての技術的な指針（以下「技術指針」という。）を策定するものとする。

2 前条第2項から第4項までの規定は、技術指針の策定及び変更について準用する。

→ (第4条第3項) 市長は、環境配慮指針を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、札幌市環境影響評価審議会の意見を聴かなければならない。

(設置)

第45条 この条例によりその権限に属することとされた事項を処理するほか、市長の諮問に応じて環境影響評価に関する重要事項を調査審議するため、札幌市環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）を置く。